

議案第九十八号

公営三朝ユースホステル管理条例の一部改正について

次のとおり公営三朝ユースホステル管理条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂出雅己

写

昭和四拾四年九月露九日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町条例第 号

八宮三朝ユースホステル管理条例の一部を改正する条例

八宮三朝ユースホステル管理条例(昭和三十八年三朝町条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「及」を「及び」に改め、同条中「通り」を「とおり」に、「三徳宮坂」を「三徳宮坂」に、「一〇五七ノ一番地」を「千五十七番地の一」に改める。

第三条中「云う」を「いう」に、「並」を「並び」に、「基」を「基
づき」に、「観光施設」を「三朝町ユースホステル事業」に改める。

第四条中「左の」を「次の」に、「名」を「人」に改める。

第五条第一項「ユースホステルの運営」を「ホステルの運営」に改め、
同条第二項中「七名」を「七人」に改める。

第六条の見出しを「委任」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。